



# 鳥取県公報

平成31年 3 月 29 日 (金)  
号外第 4 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県立武道館の利用料金 (176) (スポーツ課) . . . . .	2
	鳥取県営ライフル射撃場の利用料金 (177) (〃) . . . . .	4
	鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金 (178) (〃) . . . . .	5
	鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金 (179) (〃) . . . . .	7
	鳥取県立米子産業体育館の利用料金 (180) (〃) . . . . .	11

# 告 示

## 鳥取県告示第176号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立武道館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年鳥取県告示第225号（鳥取県立武道館の利用料金について）は、平成31年3月31日限り廃止する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 利用料金

#### (1) 武道館利用料

区 分				単 位	金 額		
一般利用	一般			1人1回につき	150円		
				1人1月につき	1,600円		
				1人6月につき	7,000円		
				回数券11枚につき	1,500円		
専用利用	主道場	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	全面1時間につき	1,800円		
				2分の1面1時間につき	900円		
				3分の1面1時間につき	600円		
				4分の1面1時間につき	400円		
				6分の1面1時間につき	300円		
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	3,600円	
	営利を目的とする場合		入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	20,000円		
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	30,000円	
	小道場(1)	営利を目的としない場合		入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	500円	
					2分の1面1時間につき	200円	
					入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,000円
		営利を目的とする場合		入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	5,000円	
					入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	8,000円
小道場(2)	営利を目的としない場合		入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	500円		
				2分の1面1時間につき	200円		
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,000円	
	営利を目的とする場合		入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	5,000円		
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	8,000円	
弓道場	近的			全面1時間につき	600円		
				2分の1面1時間につき	300円		

	遠的	全面1時間につき		600円	
		2分の1面1時間につき		300円	
	相撲場	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	700円
			入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,400円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	5,000円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	8,000円	
研修室(1)			1時間につき	350円	
研修室(2)			1時間につき	350円	
研修室(3)			1時間につき	100円	
会議室			1時間につき	750円	
放送室			1時間につき	300円	
師範室及び控室			1時間につき	100円	
エントランス・ホワイエ(50㎡あたり)			1時間につき	50円	

## 備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 主道場、小道場、弓道場又は相撲場を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあつては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあつては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで

(2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

## (2) 設備利用料

## ア 武道設備利用料

区 分	単 位	金 額
武道タイマー(柔道用)	1台1回につき	250円
的前審判用表示器(弓道用)	一式1回につき	150円
試合用マット(空手用)	一式1回につき	200円
風呂(相撲場)	1回につき	1,000円

## イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
シャワー	1回につき	50円
試合用設備一式(柔道・空手道)	一式1回につき	200円
試合用設備一式(剣道・なぎなた・銃剣道)	一式1回につき	100円
空手用タイマー(モルテン)	一式1回につき	50円
液晶プロジェクター	一式1回につき	1,000円
長机	1脚につき	20円
折りたたみ椅子	1脚につき	10円

ワイヤレスアンプ (マイク1本含む。)	1台1回につき	1,000円
マイク	2本目から1本1回につき	200円
電子ポット	1台1回につき	50円
スクリーン	2台目から1台1回につき	200円
ドラムコード (延長コード)	1台1回につき	100円
ストップウォッチ	1個1回につき	50円
電子笛	1個1回につき	50円
イベントパネル (パーティション)	1枚1回につき	50円
DVDプレーヤー	1台1回につき	1,000円
体重計	1台1回につき	200円
ホワイトボード	2枚目から1台1回につき	100円

## ウ 冷暖房利用料

区 分		金額 (1時間につき)	
		冷 房	暖 房
主道場	全面	4,800円	4,300円
	2分の1面	2,400円	2,200円
主道場観覧席	全面	600円	500円
小道場(1)	全面	1,900円	1,500円
小道場(2)	全面	1,900円	1,500円
相撲場	全面	1,300円	900円
弓道場 (床暖房)	近的		400円
	遠的		200円
会議室		250円	250円
研修室(1)		100円	100円
研修室(2)		100円	100円
研修室(3)		40円	40円
師範室及び控室		50円	50円

## 2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成31年3月26日  
(2) 適用開始年月日 平成31年4月1日

## 鳥取県告示第177号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例 (昭和39年鳥取県条例第24号) 第11条第2項の規定に基づき、鳥取県営ライフル射撃場の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年鳥取県告示第188号 (鳥取県営ライフル射撃場の利用料金について) は、平成31年3月31日限り廃止する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 利用料金

区 分	金 額			
	専用利用		一般利用	
スモールボア・ライフル射撃場	1時間につき	2,800円	1人1時間につき	130円
エア・ライフル射撃場	1時間につき	1,390円	1人1時間につき	70円
ビーム・ライフル射撃場				

備考

利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成31年3月26日
- (2) 適用開始年月日 平成31年4月1日

**鳥取県告示第178号**

鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和56年鳥取県条例第8号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年鳥取県告示第227号（鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金について）は、平成31年3月31日限り廃止する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 体育文化会館利用料

区 分		単 位	金 額	
体 育 館	専 用 利用	営利を目的としない場合 入場料その他これに類するもの (以下「入場料等」という。) を徴収しないとき。	全面1時間につき	800円
			2分の1面1時間 につき	400円
			3分の1面1時間 につき	200円
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	28,000円
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	40,000円
一 般 利用	一般	1人1回につき	70円	
大研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	2,400円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	3,100円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	4,800円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	6,200円
中研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	800円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,050円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	1,650円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	2,150円
小研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	450円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	600円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	950円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,250円
教養室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	300円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	450円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	600円

			入場料等を徴収するとき。	1時間につき	900円	
ク ラ イ ミ ン グ セ ン タ ー	専 用 利 用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	3,000円	
			入場料等を徴収するとき。	1時間につき	4,000円	
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	7,000円	
			入場料等を徴収するとき。	1時間につき	10,000円	
一 般 利 用	1月利用券によらないで利 用する場合	ボルダリング 施設	幼児、児童、生徒 又は学生（以下 「学生等」とい う。）	1人1回につき	500円	
			一般	1人1回につき	700円	
		全施設	学生等	1人1回につき	700円	
			一般	1人1回につき	1,000円	
		1月利用券により利用す る場合	ボルダリング 施設	学生等	1人につき	4,300円
				一般	1人につき	6,000円
	全施設	学生等	1人につき	6,000円		
		一般	1人につき	8,600円		

## 備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 体育館、大研修室、中研修室、小研修室、教養室又はクライミングセンターを利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区 分		電灯数
体育館	全面使用	12灯
	2分の1面使用	6灯
	3分の1面使用	4灯

- 4 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。

## (2) 設備利用料

## ア 体育設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボールリング	1組1回につき	2,100円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
ソフトバレーボール用具	1組1回につき	50円
ハンドボールゴール	1組1回につき	300円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円
ミニトランポリン用具	1組1回につき	200円
電気表示器	1組1回につき	1,050円
移動ステージ	1組1回につき	50円

## イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
音響装置	一式1回につき	1,050円
舞台照明	一式1時間につき	1,050円
拡声装置	一式1回につき	1,050円
ワイヤレス・アンプ（マイクrohホン1本含む。）	一式1回につき	1,050円
マイクrohホン	一式1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
ビデオ	1台につき	1,050円
オーバーヘッド	1台につき	900円
椅子（体育館）	1脚1回につき	10円
長机（体育館）	1脚1回につき	20円
シューズ（クライミングセンター）	1組1回につき	200円
ハーネス（クライミングセンター）	1組1回につき	200円
ロープ（クライミングセンター）	1組1回につき	200円
チョーク（クライミングセンター）	1組1回につき	100円

## ウ 冷暖房利用料

区 分	金額（1時間につき）	
	冷 房	暖 房
体育館	12,100円	
大研修室	1,700円	900円
中研修室	600円	300円
小研修室	300円	200円
教養室	200円	100円
クライミングセンター（専用利用の場合に限る。）	300円	300円

## エ 電灯利用料

1時間1灯当たり 30円

## 2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成31年3月26日
- (2) 適用開始年月日 平成31年4月1日

## 鳥取県告示第179号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号。以下「産業体育館条例」という。）第10条第2項及び鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号。以下「社会体育施設条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金を次のとおり承認したので、産業体育館条例第10条第3項及び社会体育施設条例第11条第3項の規定により告示する。

平成26年鳥取県告示第229号（鳥取県立鳥取産業体育館の利用料金について）は、平成31年3月31日限り廃止する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 利用料金

### (1) 体育館利用料

区 分			単 位	金 額			
専用利用	営利を目的 としない場 合	入場料その他これに類 するもの（以下「入場 料等」という。）を徴 収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	800円		
				3分の2面1時間につき	400円		
				3分の1面1時間につき	200円		
					小体育館	全面1時間につき	200円
					控室	1室1時間につき	150円
					大体育館	全面1時間につき	1,600円
			小体育館	全面1時間につき	300円		
			控室	1室1時間につき	250円		
	営利を目的 とする場合	入場料等を徴収しない とき。	大体育館	全面1時間につき	28,000円		
			小体育館	全面1時間につき	7,000円		
			控室	1室1時間につき	300円		
		入場料等を徴収すると き。	大体育館	全面1時間につき	40,000円		
小体育館			全面1時間につき	10,000円			
控室			1室1時間につき	500円			
2階ロビー			1時間につき	100円			
一般利用	一般		1人1回につき	70円			

### (2) プール利用料

区 分			金 額			
一般利用	個人	回数券又は1月利用券、 3月利用券、6月利用券 若しくは鳥取屋内プー ル・県民体育館トレーニ ングルーム1月共通利用 券によらないで利用する 場合	児童又は中学校 の生徒	温水	1人1回につき 350円	
				冷水	1人1回につき 250円	
			児童又は中学校 の生徒（午後6 時以降の利用）	温水	1人1回につき 250円	
				冷水	1人1回につき 150円	
			高等学校の生徒 又は学生	温水	1人1回につき 550円	
				冷水	1人1回につき 400円	
			高等学校の生徒 又は学生（午後 6時以降の利用）	温水	1人1回につき 400円	
				冷水	1人1回につき 250円	
			一般	温水	1人1回につき 700円	
				冷水	1人1回につき 500円	
			一般（午後6時 以降の利用）	温水	1人1回につき 500円	
				冷水	1人1回につき 300円	
			回数券により利用する場 合	児童又は中学校 の生徒	温水	回数券11枚につき 3,500円
					冷水	回数券11枚につき 2,500円
				高等学校の生徒 又は学生	温水	回数券11枚につき 5,500円
					冷水	回数券11枚につき 4,000円
				一般	温水	回数券11枚につき 7,000円



			冷水	回数券11枚につき	5,000円
1月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき		2,400円
		冷水	1人につき		1,650円
	高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき		3,900円
		冷水	1人につき		2,700円
	一般	温水	1人につき		4,950円
		冷水	1人につき		3,350円
3月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき		6,700円
		冷水	1人につき		4,800円
	高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき		11,000円
		冷水	1人につき		7,600円
	一般	温水	1人につき		13,900円
		冷水	1人につき		9,600円
6月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき		12,000円
		冷水	1人につき		10,000円
	高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき		19,200円
		冷水	1人につき		16,300円
	一般	温水	1人につき		24,400円
		冷水	1人につき		20,600円
鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム 1月共通利用券により利用する場合	一般	通年	1人につき		5,000円
団体(20人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	温水	1人1回につき		250円
		冷水	1人1回につき		200円
	高等学校の生徒又は学生	温水	1人1回につき		450円
		冷水	1人1回につき		300円
	一般	温水	1人1回につき		550円
		冷水	1人1回につき		400円
専用利用(コース)		温水	1コース1時間につき		3,650円
		冷水	1コース1時間につき		2,550円
専用利用(小プール(全面))		温水	1時間につき		3,500円
		冷水	1時間につき		2,500円
専用利用(小プール(1/2面))		温水	1時間につき		1,750円
		冷水	1時間につき		1,250円
研修室				1時間につき	300円

## (3) 設備利用料

## ア 体育設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具	1組1回につき	2,100円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円

ハンドボール用具	1組1回につき	300円
----------	---------	------

## イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
音響装置	一式1回につき	1,050円
拡声装置	一式1回につき	1,050円
舞台照明	一式1回につき	1,050円
ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	1,050円
マイクロホン	2本目から1本1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	10円
長机（体育館）	1脚1回につき	20円

## ウ 冷暖房利用料

区 分	金額（1時間につき）	
	冷 房	暖 房
大体育館	10,800円	9,400円
小体育館	1,800円	1,200円
控室	200円	100円
研修室	60円	60円

## エ 電灯利用料

(ア) 大体育館 1時間1灯当たり 30円

(イ) 小体育館 1時間当たり 130円

## 備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 控室を大会等により大体育館又は小体育館と併せて使用するときは、控室に係る(1)の表に定める利用料は無料とする。
- 3 大体育館、小体育館又は控室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 4 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料をそれぞれ加算するものとする。

区 分	電灯数	
大体育館	全面使用	12灯
	2分の1面使用	6灯
	3分の1面使用	4灯
小体育館	全面使用	6灯

- 5 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、(1)の表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。
- 6 (2)の表において「1月利用券」、「3月利用券」、「6月利用券」及び「鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム1月共通利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。
- 7 1月利用券、3月利用券又は6月利用券の券面に記載された月数の期間が温水のプールを利用できる期間と冷水のプールを利用できる期間にわたる場合の利用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを1月利用券、3月利用券又は6月利用券により利用する場合の利用料の額を勘案して別に定める。

- 8 研修室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(2)の表に定める利用料の額に当該額の2割に相当する額を加算するものとする。

## 2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成31年3月26日  
 (2) 適用開始年月日 平成31年4月1日

## 鳥取県告示第180号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第1号)第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立米子産業体育館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年鳥取県告示第228号(鳥取県立米子産業体育館の利用料金について)は、平成31年3月31日限り廃止する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 利用料金

## (1) 体育館利用料

区 分			単 位	金 額	
専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	800円
				2分の1面1時間につき	400円
				3分の1面1時間につき	200円
		小体育館	全面1時間につき	200円	
		入場料等を徴収するとき。	大体育館	全面1時間につき	1,600円
			小体育館	全面1時間につき	300円
営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	28,000円	
		小体育館	全面1時間につき	7,000円	
	入場料等を徴収するとき。	大体育館	全面1時間につき	40,000円	
		小体育館	全面1時間につき	10,000円	
一般利用	一般		1人1回につき	70円	

## (2) 会議室等利用料

区 分			単 位	金 額	
フィットネスルーム	一般利用	回数券又は1月定期券によらないで利用する場合	一般	1人1回につき	300円
			高校生以下	1人1回につき	200円
		回数券により利用する場合	一般	回数券11枚につき	3,000円
			高校生以下	回数券11枚につき	2,000円
		1月定期券により利用する場合	一般	1人につき	2,500円
			高校生以下	1人につき	1,000円
中会議室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	700円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	950円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	1,450円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,950円	
小会議室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	250円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	350円	

	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	550円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	700円

## (3) 設備利用料

## ア 体育等設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具	1組1回につき	2,100円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円

## イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
音響装置	一式1回につき	1,050円
拡声装置	一式1回につき	1,050円
舞台照明装置	一式1回につき	1,050円
ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	1,050円
マイクロホン	2本目から1本1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	10円
長机(体育館)	1脚1回につき	20円

## ウ 冷暖房利用料

区 分	金額(1時間当たり)	
	冷 房	暖 房
大体育館	8,200円	7,400円
小体育館	2,000円	1,500円
中会議室	400円	700円
小会議室	300円	500円

## エ 電灯利用料

1時間1灯当たり 30円

## 備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 大体育館、小体育館、中会議室又は小会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)及び(2)の表に定める利用料の額に(3)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区 分	電灯数	
大体育館	全面使用	24灯
	2分の1面使用	12灯
	3分の1面使用	8灯
小体育館	全面使用	6灯

- 4 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、(1)の表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。

5 (2)の表において「1月定期券」とは、利用券の券面に記載された期間内において、これを提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 平成31年3月26日

(2) 適用開始年月日 平成31年4月1日